

第26回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日（金）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸栄一 係長 國府田論 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 70号 公売農地の買受適格証明願について
 - 議案第 71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第 72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 35号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - 報告第 36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第26回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第26回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番武井輝行委員、同じく7番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第70号、公売農地の買受適格証明願についてを議題といたします。1番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>まず、議案の審議に入る前に、農業委員会が行う買受適格証明の制度について説明します。農地の競売、公売に参加できるのは、農家要件を満たす人に限られます。参加を希望する人について、農業委員会がその参加資格をあらかじめ審査し、落札後はスムーズに所有権移転が行われるようにするための制度が、この買受適格証明となります。落札された後は、当該農地の3条許可申請を省略し、内部の決裁のみで許可書を交付することができます。本案件はそうした制度に基づくものです。</p> <p>それでは、議案第70号、公売農地の買受適格証明願について、次の通り、農地の公売に参加するための買受適格証明願があったので審議の決定を求めます。令和元年8月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。公売行政庁名、売却区分番号、公売期日については、議案書記載の通りです。</p> <p>番号1番。公売農地、所有者、願出人、当事者の状況等については議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから2ページを参照してください。現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。8月5日、1班の委員の皆様と現地確認調査をいたしました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上です。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決することを決定します。</p> <p>続きまして議案第71号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。</p>
<p>事務局長（森戸）</p>	<p>ここで、事務局より報告いたします。議案第71号1番の案件については、農業委員会等に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、8番天谷豊委員の退席をお願いします。そして議事進行を諸井政男職務代理にお願いいたします。</p> <p>（天谷豊委員退席）</p>
<p>5番（諸井）</p>	<p>1番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第71号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和元年8月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。8月5日、1班の委員の皆様と現地確認調査をいたしました。現地は耕作放棄地のような状態でしたが、これから農地として適正に管理していく意思があることを、譲受人より確認しました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>5番（諸井）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

5 番 (諸井)	<p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。天谷豊委員に関する議案の審議が終了しましたので、天谷豊委員は自席にお戻りください。</p> <p>(天谷豊委員着席)</p>
会長 (天谷)	<p>続きまして議案第 7 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。1 番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第 7 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年 8 月 9 日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5 ページから 8 ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3 番 (松島)	<p>3 番、松島です。8 月 5 日に事務局と 1 班で行いました。申請地については、大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の 5 ページ、付近状況図は 6 ページを参照してください。申請地は大規模指定集落内に位置し、周辺も住宅が多い環境です。1 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番（天谷雄）</p>	<p>4番、天谷雄です。8月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字篠塚字水立地内、案内図は資料の9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地はロータリーがかけられ、最近まで耕作されていたようです。農地一帯の中でも北側縁辺部に位置しているため、周辺農地への影響は小さいかと思われます。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につき</p>

事務局(國府田)	ましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
3番(松島)	3番、松島です。8月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字狸塚字高原地内、案内図は資料の13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は第2種農地と判断され、面積も小さいため、畑としては利用しづらい農地でした。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
7番(高田)	7番、高田です。8月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字石打字宿畑地内、案内図は資料の17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は雑草が茂り、農地としては利用されていないような状態でした。北側には会社の広い宅地があるため、耕作がしにくい場所と思われます。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等

7番（高田）	<p>を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（金子委員挙手）</p> <p>はい、金子委員。</p>
9番（金子）	<p>この地域の農地は、排水路が無いと、台風が来ると一面水浸しになってしまうような場所なんです。ここへきて今回の申請地が太陽光用地になってしまうと、周辺農地の水捌け具合が一層悪くなるのではないかと懸念があるのですが。</p>
事務局（國府田）	<p>本申請については、土地の造成としての土盛りは行わず、砂利を敷く程度であることを確認しております。排水についても敷地内浸透処理とされていますので、嵩上げされて他の土地へ水が流出するという事態が起きる心配は無いと思われま。</p>
9番（金子）	<p>私が知る限り、この地域はずっと排水路など無かったのですが、大昔は堀があったという話を聞いたことがあります。</p>
5番（諸井）	<p>資料の公図の、「道」や「水」といった記載がある箇所がそうだったのではないのでしょうか。</p>
10番（横山）	<p>現在の現地は埋まってしまっていて水路など無いとのことですが、確かに公図を見ると、昔ここに水路があって、多々良川に落ちていたんだらうと思います。</p> <p>地域の排水環境を改善するために、所管の都市建設課と水路復元の協議をするというのは抜本的な改善策として考えられますが、少なくともそうした事情は本申請の審議に絡める事情ではないと思います。</p>
7番（高田）	<p>現地確認しましたが、付近は道らしき道は無く、現地まで移動するのも困難な状況でした。今までの方がどういふふう農作業していたのかなと思うほど、耕作するには困難そうな場所でした。ただ、太陽光の用地にするには、周囲に高い建物があるわけではないので、良い条件であるようには見えました。</p>

事務局長 (森戸)	いずれにしても、委員さんのご意見の通り、排水路担当の都市建設課と協議をし、今後の対処を考えていきたいと思えます。
4番(天谷雄)	厳しいとは思いますが、測量を経て確定した水路部分の土地について、本申請の工事業者に水路を掘ってもらうことはできないのでしょうか。
事務局(國府田)	難しいと思えます。ただ、転用に係る工事を行う際、水路部分の土地について侵害しないように行うよう、伝達することはできると思えます。
6番(武井)	仮に周辺農地においても同様の転用申請が近々あがってきた場合は、水路復元の作業スペースの確保等、いろいろと困難にならないでしょうか。
10番(横山)	そういったリスクも踏まえて、たとえば、手戻りが起きないように早急に水路を作るとか、申請人に、堀ざらいが終わるまで工事を待ってもらう等の条件を出すといった対処法を考える必要があると思えます。
会長(天谷)	なかなか状況が複雑で排水問題については話が尽きませんが、ここで質疑を打ち切り採決を行いたいと思えます。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
事務局(國府田)	挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。5番について、事務局より説明願います。
事務局(國府田)	番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、21ページから24ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
7番(高田)	7番、高田です。8月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字石打字宿畑地内、案内図は資料の21ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は先ほどの申請地と隣接しており、雑草が茂り、農地としては利用されていないような状態でした。太陽光用地として見ると、日照条件は良好なように見えまし

7番 (高田)	<p>た。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。6番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、25ページから28ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番 (天谷雄)	<p>4番、天谷雄です。8月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字篠塚字馬場地内、案内図は資料の25ページ、付近状況図は26ページを参照してください。申請地は作物の作付けはされておらず、荒地状態となっていました。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(横山委員挙手)</p> <p>はい、横山委員。</p>

10番(横山)	議案書に認定出力について記載がありますが、通常は49.5kwが多いと思いますが、今回の49.9kwというのは何か理由があるのですか。
事務局(國府田)	0.4kwの違いの理由については、メカニカルな部分になると思いますので詳細は分かりかねますが、本申請に添付されている経産省の認定証は、認定出力49.9kwとなっております。
会長(天谷)	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第35号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第35号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年8月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、29ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	続きまして報告第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について、事務局より説明をお願いします。
事務局(國府田)	<p>報告第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出があったので報告します。令和元年8月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、願出理由、転</p>

事務局(國府田)	用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、30ページから33ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第26回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和元年9月9日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p>委員 <u>武井 輝行</u></p> <p>委員 <u>高田 洋子</u></p>

